



令和元年度 河東中学校 P T A 臨時総会

【次第】

- 1 開会のことば
- 2 会長挨拶
- 3 学校長挨拶
- 4 議長選出
- 5 議事
(1) 河東中学校PTA規約改定（案）
- 6 議長解任
- 7 閉会のことば



日時：令和元年12月19日（木）19:00～

場所：河東中学校 多目的室



臨時総会の開催にあたり

まず始めに、11月20日（水）19時より中学校多目的室において、「本部役員増員についての説明を求める署名」及び河東中学校PTA規約改訂（案）を議事事項とする臨時総会が開催されました。しかし、河東中学校ホームページ内の「PTAのお知らせ」に掲載のとおり、河東中学校PTA規約改訂（案）については議事を行うことができませんでした。それを踏まえ、再度、今年度PTA役員・各学年委員と協議した結果、再度臨時総会の開催をさせていただく運びとなりました。

河東中学校PTAは、平成29年度に時代に即した組織となりえるよう規約改定を行いました。そして、平成30年度より現在の規約が運用され、2年目が過ぎようとしています。今年度PTA活動を行うなかで、様々な課題が出てきました。その課題を克服して、さらに河東中学校のPTA活動を円滑に行うために、本部機能の充実を図ることを目的としています。現在の規約を尊重し、よりよい河東中学校を作っていくため、規約の一部改定を提案することになりました。

どうぞ、河東中学校PTAの変革期に同じ時間を共有する保護者として臨時総会に足をお運びください。みなさまからのお知恵をいただき、よりよい組織にしていきたいと願っております。

令和元年12月10日

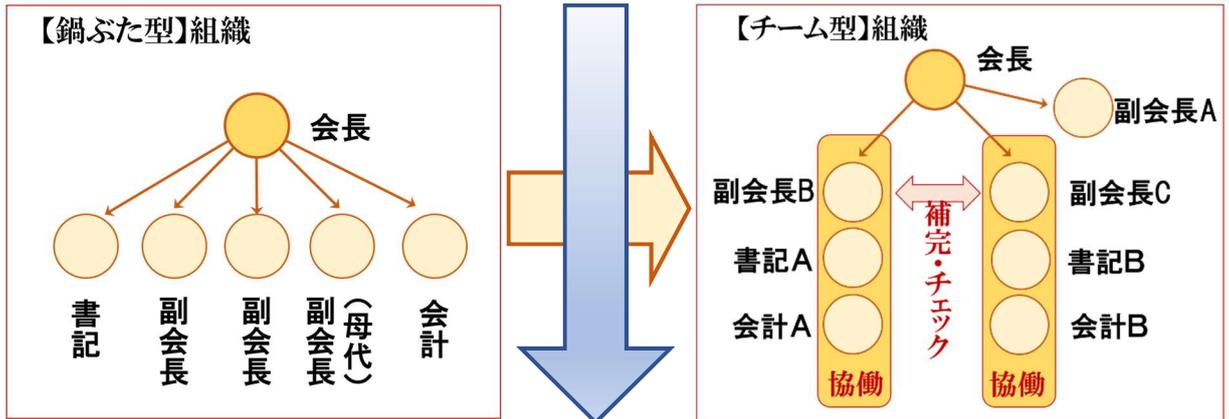
PTA会長 高橋 秀実

改善のねらい

◎ 「鍋ぶた型組織」から「チーム型組織」にマイナーチェンジする

そのために、

- これまでの組織改革の流れは尊重・継続する。
- 2チーム体制で、各事業の情報収集・立案・評価等に取り組む。



☆期待される効果は

- 一人当たりの仕事量が減少する。
- 協働した事業の調査・立案・評価等が可能となる。
- 「報告・連絡・相談」の徹底が図れる。(チーム内、会長 ⇄ 副会長)
- 「書記・会計」について互いの業務の相談や補完、チェックができる。
- 各自の良さを活かすことやアイデアの創出が可能となる。
- 会長業務の軽減が図れる。 など

ただし、

- チームで行うのは事業の「調査・立案・評価等」であり、事業本番の実働(運営等)は役割を分担し、全役員で取り組む。
- 各チームのリーダーは副会長が務め、会長との「報告・連絡・相談」は副会長が行う。

宗像市立河東中学校 PTA 規約改定（案）

現 規約		改訂 案	
第 1 章 総則			
（名称及び所在地）		（名称及び所在地）	
第 1 条	本会は宗像市立河東中学校父母教師の会と称し、事務局を河東中学校内に置く。	第 1 条 （変更）	本会は かとう学園 宗像市立河東中学校 PTA と称し、事務局を河東中学校内に置く。
（目的）		（目的）	
第 2 条	本会は河東中学校を中心に、PTA の発展をめざし、学校、家庭、地域の積極的な協力によって、生徒の健全な成長並びに教育の振興を目的とする。	第 2 条	変更なし
（方針）		（方針）	
第 3 条	本会は、次の方針により活動する。 （1） 父母またはこれに代わる保護者と教師の積極的な協力により、相互の連携を深め、生徒の心身の健全な育成に努力をする。 （2） 本会と目的を同じくする団体及び機関と協力する。 （3） 本会は、政党に無関係であり、宗教にかかわらず、また営利を目的としない。	第 3 条	変更なし
（事業）		（事業）	
第 4 条	本会は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行なう。 （1） 学校教育に協力し、教育活動への積極的な支援 （2） 学校環境整備への支援 （3） 家庭教育、地域連携を高める事業推進	第 4 条 （修正）	本会は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。
第 2 章 組織			
（会員）		（会員）	
第 5 条	本会の会員は、次のとおりとする。 （1） 在籍生徒の父母またはこれに代わる保護者 （2） 河東中学校教職員	第 5 条	変更なし
（権利と義務）		（権利と義務）	
第 6 条	本会の会員は、全て同等の権利と義務を有する。 （1） 会員は、全ての会の運営について、平等に意見を述べることができる。 （2） 会員は、会の目的を達成するため、会の方針に従い事業に参加し、協力をしなければならない。	第 6 条	変更なし

宗像市立河東中学校 PTA 規約改定（案）

現 規約		改訂 案	
（役員の名称及び員数）		（役員の名称及び員数）	
第7条	<p>本会の役員については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 3名（内女性1名は母親代表）</p> <p>(3) 書記 2名（内教職員1名）</p> <p>(4) 会計 2名（内教職員1名）</p> <p>(5) 相談役 1名（校長）</p> <p>(6) 総務 1名（教頭）</p> <p>(7) 会計監査 2名</p>	<p>第7条 （増員）</p> <p>本会の役員については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 3名（内女性1名は母親代表）</p> <p>(3) 書記 3名（内教職員1名）</p> <p>(4) 会計 3名（内教職員1名）</p> <p>(5) 相談役 1名（校長）</p> <p>(6) 総務 1名（教頭）</p> <p>会計監査 2名</p>	
（役員の仕事）		（役員の仕事）	
第8条	<p>役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は会を代表し、会務を統括する</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理をする</p> <p>(3) 母親代表は、母親部会に関する会務全般を調整する</p> <p>(4) 書記は、庶務全般をつかさどり、各種記録を整理・保管する</p> <p>(5) 会計は、本会の一切の会計事務を処理する</p> <p>(6) 会計監査員は、年度末に会計決算について監査し、その結果を総会に報告する</p> <p>(7) 相談役は、学校を代表し意見を述べ、会長の諮問に応ずる</p> <p>(8) 総務は、本会の運営に伴う諸活動の連絡調整・事務をする</p>	<p>第8条</p> <p>変更なし</p>	
（任期）		（任期）	
第9条	<p>役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員に欠員が生じた場合は、現役員のおすすめにより、拡大役員会の承認を得て選出する。なお、この場合における任期は、前任者の在任期間とする。</p>	<p>第9条</p> <p>変更なし</p>	
（役員選考）		（役員選考）	
第10条	<p>新たに役員を選出するときは、役員選考委員の推薦により、総会の承認を得て選出する。なお、この場合における新たな役員を選出は、別に定める役員選考規定に則り行う。</p>	<p>第10条</p> <p>変更なし</p>	

宗像市立河東中学校 PTA 規約改定（案）

現 規約		改訂 案	
第 3 章 機関			
（機関）		（機関）	
第 11 条	<p>本会の機関を次のとおりとする</p> <p>(1) 議決機関</p> <p>ア 総会 イ 拡大役員会</p> <p>(2) 運営機関</p> <p>ア 本部役員会 イ 拡大役員会</p> <p>ウ 委員総会</p>	第 11 条	変更なし
（総会）		（総会）	
第 12 条	<p>総会は、本会の最高議決機関とし、全会員をもって構成し、議事は出席者の過半数で決する。</p>	第 12 条	変更なし
（定期総会と臨時総会）		（定期総会と臨時総会）	
第 13 条	<p>総会は、定期総会と臨時総会とする。</p> <p>2 定期総会は、会長が招集し、原則として四月に開催する。定足数は委任状を含み、構成員の三分の一とする。</p> <p>3 臨時総会は、次の場合会長が招集する。定足数は定期総会に準ずる。</p> <p>(1) 会長が必要と認めるとき</p> <p>(2) 十分の一以上の会員が付議事項を提示して請求したとき</p>	第 13 条	変更なし
（総会の議決事項）		（総会の議決事項）	
第 14 条	<p>次の各項は、総会の議決を得なければならない。</p> <p>(1) 規約の制定及び改正</p> <p>(2) 事業の制定及び承認</p> <p>(3) 会費の決定</p> <p>(4) 予算の決定及び決算の承認</p> <p>(5) 役員の承認</p>	第 14 条	変更なし
（本部役員会の構成と任務）		（本部役員会の構成と任務）	
第 15 条	<p>本部役員会は、会長、副会長、書記、会計、相談役並びに総務をもって構成し、総会及び拡大役員会の決議に基づいて本会を運営するとともに、総会及び拡大役員会に提出する議題の調整を行う</p>	第 15 条	変更なし

宗像市立河東中学校 PTA 規約改定（案）

現 規約		改訂 案	
（拡大役員会の構成と任務）		（拡大役員会の構成と任務）	
第16条	<p>拡大役員会は、本部役員会並びに学年委員の委員長（各学年1名）、役員選考委員長をもって構成する。</p> <p>2 拡大役員会の任務は、次のとおりである。</p> <p>(1) 学年委員の意見を連絡調整して、本会の年間計画を策定する</p> <p>(2) 学校全体に関わる事業について本部役員会が企画して、各学年委員と協働して実践する</p> <p>(3) 総会に提出する議案を企画・立案し、その他緊急事項の処理に当たる</p> <p>(4) 「河東中学校服装（夏服・冬服）規定」第4条の服装委員会を兼務する</p> <p>3 拡大役員会は、内規の制定及び改正を行うことができる。</p>	第16条	変更なし
（委員会の構成と任務）		（委員会の構成と任務）	
第17条	<p>本会は次の委員会を設置することができる。その任務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年委員 各学級から2名ずつを選出し、学年生徒の教育活動の支援に資する活動を推進する 本部役員からの企画提案事項について協働して活動を行う</p> <p>(2) 役員選考委員 各学年委員会より2名ずつをもって構成し、役員選考規定に基づき、本部役員並びに会計監査の選考を行う</p> <p>(3) 特別委員会 特別な事項に関する懸案について、目的達成を図る なお、当該委員会は、その任務を終えた時点をもって解散する</p>	第17条 （修正）	<p>(1) 学年委員会</p> <p>(2) 役員選考委員会</p>
第4章 会計			
（会費）		（会費）	
第18条	<p>会費は、総会において決定された会費を納期までに必ず納入しなければならない。なお、会費については、別に定める。</p> <p>2 年度途中の入会に伴う会費の納入については、別に定める。</p>	第18条	変更なし

宗像市立河東中学校 PTA 規約改定（案）

現 規約		改訂 案	
（収入）		（収入）	
第19条	<p>本会の収入は、会費及び承認を受けた事業収入、寄付金等でまかなう。</p> <p>(1) 本会の経費は、全て総会で認められた予算に基づいて行われる</p> <p>(2) 会計年度は4月1日に始まり、3月31日までとする</p>	第19条	変更なし
（会計）		（会計）	
第20条	本会に一般会計と特別会計を設ける。	第20条	変更なし
（一般会計）		（一般会計）	
第21条	本会の通常業務を執行するための経費は一般会計とする。	第21条	変更なし
（特別会計）		（特別会計）	
第22条	本会が実施する特別事業等の経費は特別会計とし、その細目については別に定める。	第22条	変更なし
（報告）		（報告）	
第23条	本会の経費は、会計監査を経て総会に報告しなければならない。	第23条	変更なし

宗像市立河東中学校 PTA 規約改定（案）

現 規約		改訂 案	
役員選考規定			
第 1 章 総則			
第 1 条	この規定は、規約第 10 条に基づき、役員を選考に関する細目を定める。	第 1 条	変更なし
第 2 章 選考すべき役員			
第 2 条	会長 1 名 副会長（内女性 1 名は母親代表）3 名 書記 1 名 会計 1 名 会計監査員 2 名	第 2 条 （増員）	会長 1 名 副会長（内女性 1 名は母親代表）3 名 書記 2 名 会計 2 名 会計監査員 2 名
第 3 章 役員選考委員会			
第 3 条	役員選考委員は、各学年委員より役員 2 名を選出し、構成する。	第 3 条 （修正、一部削除）	役員選考委員会 は、各学年委員より 2 名を選出し、構成する。 「（役員）を削除」
第 4 条	役員選考委員の任期は、その任務を終えた時点とする。	第 4 条	変更なし
第 5 条	役員選考委員は互選により、選考委員長、副委員長、各 1 名を選出する。	第 5 条 （修正）	役員選考委員会
第 6 条	役員選考委員長は、役員選考委員会を総括し、業務の遂行を推進する。	第 6 条	変更なし
第 7 条	役員選考委員長が不在の場合は、副委員長 1 名がこれを代行する。	第 7 条	変更なし
第 8 条	役員選考委員が自薦他薦を問わず、役員並びに会計監査員の選考対象となった場合には、速やかに役員選考委員を退任する。	第 8 条	変更なし
第 9 条	役員選考委員長は、拡大役員会において、役員選考の過程について報告する。	第 9 条	変更なし
		第 10 条 （新設）	役員選考委員長及び役員選考委員は、役員選考の過程で得たすべての情報について、一切の守秘義務を負う。
		第 11 条 （新設）	役員選考過程を経て次年度役員候補者として選出された者は、総会の承認を得るまで、役員選考過程及び予定役職を一切口外してはならない。

会費規定 【変更なし】

特別会計規定 【変更なし】

旅費規程 【変更なし】

サークル活動規定 【変更なし】

宗像市立河東中学校 PTA 規約改定（案）

慶弔規定 【変更なし】

河東中学校創立 50 周年記念事業のための積立金規定 【変更なし】

現 規 約		改 訂 案	
河東中学校服装（夏服・冬服）規定			
第 1 条	標準服の指定業者は、あかさか・タツウラ（姉妹店サウスポー）の二者とする。	第 1 条 （一部削除）	標準服の指定業者は、あかさか・タツウラの二者とする。「（姉妹店サウスポー）の削除」
第 2 条	次に定める学校指定標準服を販売する。如何なる理由があってもそれ以外を販売してはならない。 なお、違反した場合は、指定業者としての除外措置をとる。 (1) 冬服 ア 男子 標準学生服（校章・ネーム入り）ズボン（校章入り） イ 女子 学校指定標準セーラー服（校章・ネーム入り）スカート丈は膝が隠れる長さとする。 (2) 夏服 ア 男子 学校指定開襟シャツ（白無地半袖・校章・ネーム入り）ズボン（黒色・校章入り） イ 女子 学校指定ブラウス（白無地半袖・校章・ネーム入り）スカートは紺色で、丈は膝が隠れる長さとする。	第 2 条	変更なし
第 3 条	新入生の予約・注文・採寸の時期は、12 月 1 日以降とする。 中学校主催の説明会（2 月初旬）でも注文・採寸は可能である。	第 3 条 （一部削除）	新入生の予約・注文・採寸の時期は、12 月 1 日以降とする。 中学校主催の説明会でも注文・採寸は可能である。 「（2 月下旬）の削除」
第 4 条	本規定により問題が生じた場合は、速やかに学校・服装委員会で協議して、各業者に連絡する。	第 4 条	

